

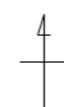
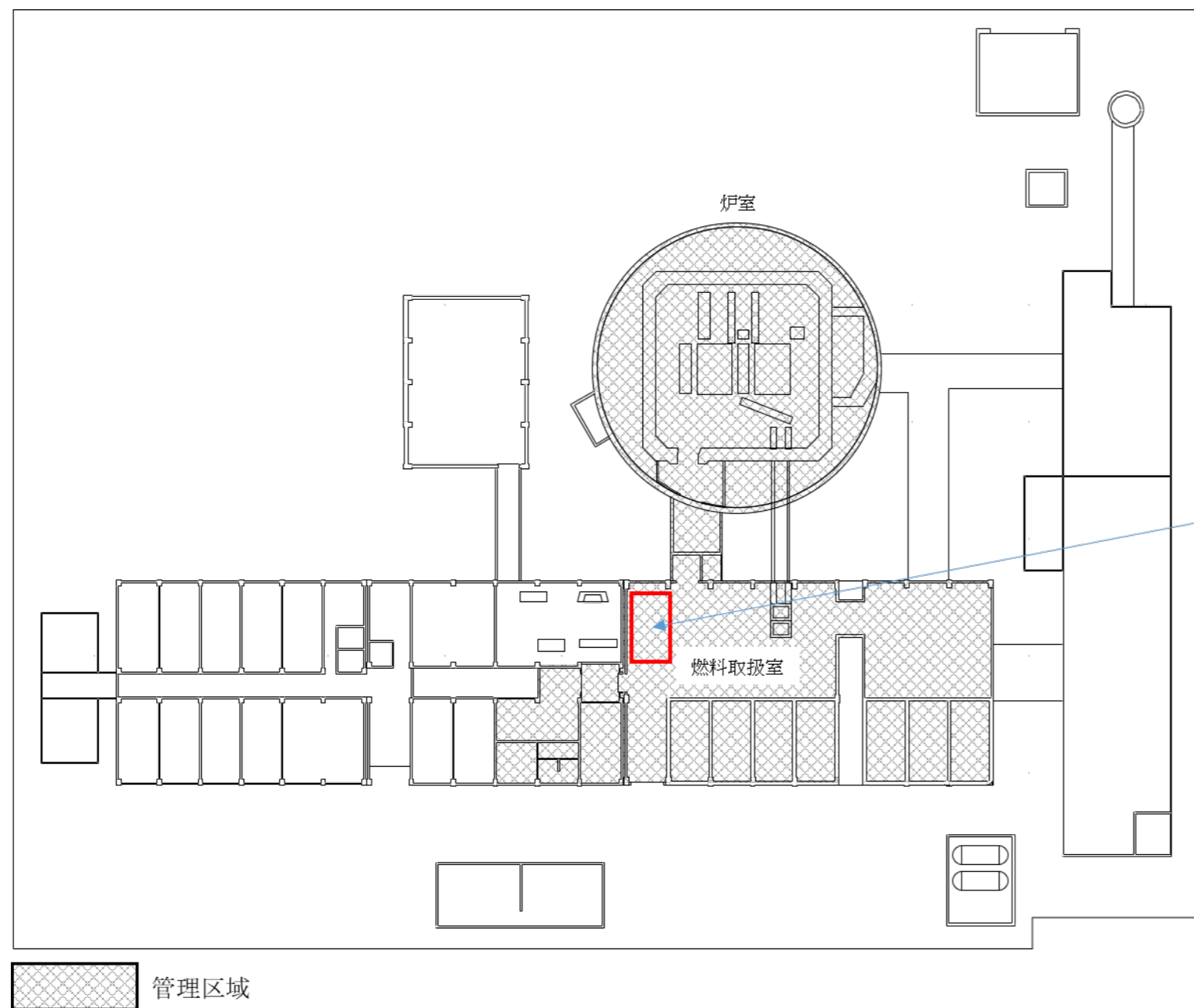
FCA施設に係る廃止措置計画認可申請書における性能維持施設（固体廃棄物の保管廃棄施設）
 に係る技術基準の要求事項に対するFCA施設の状況

本廃止措置計画で性能維持施設として定める保管廃棄施設は、炉室設備の解体着手までの期間に発生する固体廃棄物を保管するものであり、従前の運転段階における廃棄物の仕掛品の保管場所と同様、燃料取扱室内に設定しチェーンで区画されている。また、当該期間中に発生する廃棄物量及びその汚染レベルは運転段階と同等である。保管の形態として、可燃性の廃棄物はカートンボックス（約20リットルの紙製の円筒容器）に入れてビニール袋で梱包した後、防火のため金属製のキャビネットに収納する。不燃性及び難燃性の廃棄物は200リットルドラム缶又は容積1m³の金属製角型容器に収納している。

炉室設備の解体着手までの期間に発生する廃棄物は施設の維持管理のための保守点検で使用する手袋やウエス、ポリ袋といったものが主であり、少量且つ放射能レベルが極めて低い（有意な線量や汚染が検出されない）ものである。令和2年度の実績として、発生量は200リットルドラム缶に換算して約3.5本、廃棄物を収納した容器の表面線量はいずれも0.2 μSv/h程度（バックグラウンドレベル）であることから、公衆に被ばく影響を与えるものではない。また、FCAの保守管理業務に携わる放射線業務従事者に有意な被ばくはなかった。

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の要求事項に対するFCA施設の状況は、以下のとおりである。

技術基準		技術基準の要求事項	技術基準の要求事項に対するFCA施設の状況
条	項目		
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	・廃棄物保管場所の保管容量：200リットルドラム缶換算で26本。 ・FCA施設の廃棄物発生量の令和2年度の実績は、カートンボックスで35個（200リットルドラム缶換算約3.5本）である。（令和元年度もほぼ同量） ・保管本数に関わらず、放射性固体廃棄物が発生し次第、すぐに放射性廃棄物処理場に対して引取り依頼を行っている。引取りのタイミングは、処理場や他施設の状況により、処理場への依頼数がある程度になった時点で処理場がまとめて引き取ることになっている。
		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	放射性固体廃棄物は、その発生から保管等の各段階の取扱いにおいて、飛散、汚染の拡大を適切に防止するための措置として、ビニールシートによる梱包、金属製の容器への収納を行う。保管に当たっては、固体廃棄物の管理方法を保安規定等に定め、安全上必要な措置を講じた上で適切に管理する。
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	崩壊熱が発生するような放射性固体廃棄物は発生しない。また、化学薬品等が含まれる放射性固体廃棄物も発生しない。
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	放射性固体廃棄物は、その発生から保管等の各段階の取扱いにおいて、飛散、汚染の拡大を適切に防止するための措置として、ビニールシートによる梱包、金属製の容器への収納を行う。保管に当たっては、固体廃棄物の管理方法を保安規定等に定め、安全上必要な措置を講じた上で適切に管理する。
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	該当する設備はない。



保管廃棄施設 (5.5m×2.5m)



図 固体廃棄物の保管廃棄施設の場所